

## 山形県中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)第2次公募 Q&A

20220726

1	個人事業主でサービス業をやっています。常勤従業員を10人雇用していますが、小規模事業者になりますか	公募要領 p2 に記載の通り、「中小企業者」、「小規模事業者」の定義に該当する規模での申請となります。サービス業は5人以下のため、10人雇用している場合には中小企業者になります。
2	「デジタル化支援型」と「脱炭素支援型」それぞれに別テーマで申請できますか	この補助金は、それぞれに応募はできません。もし申請されても、両方には採択なりませんので、どちらか1つに絞って申請をお願いします。
3	同一のテーマ・事業計画で、他の補助金に申請できますか	公募要領 p3 に記載の通り、本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合は対象外となります。他の補助金にも申請し、他の補助金も採択になった場合、補助金は1つしか受けることができませんので、よく考慮して申請をお願いします。なお、まったく異なるテーマ・事業計画であれば申請できます。
4	組合員4人の企業組合ですが、「小規模事業者」に該当しますか	公募要領 p2 に記載のある【組合関連】は「中小企業」での申請となります。
5	これまで個人事業主として活動してきましたが、2021年に法人化しました。この場合申請できますか	申請可能です。個人から法人成りしている場合、(様式2)事業計画書の(2)経営状況表には、個人事業主期間と法人化後の実績を合わせて記載ください。
6	これから、創業する場合には申請できますか または、創業して間もない場合には申請できますか	申請時に創業している必要がありますので、これから創業するのであれば、申請できません。 創業して間もない場合には申請できますが、(様式2)事業計画書の(2)経営状況表に記載できないと思います。その場合には、会社法人の場合は「登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書)」を、個人事業主の場合は税務署に提出した「開業届の写し」を添付してください。
7	令和3年に創業したばかりの企業です。2019年又は2020年の実績がありません。そのため(様式2)事業計画書の(2)経営状況表、(3)売上高の状況、(5)会社全体の事業計画の基準年度に記載するものがありません。この場合どうしたらよいでしょうか	申請は可能です。記載の仕方は、一度も決算期を迎えていない場合は、(様式2)事業計画書の(2)経営状況表の「売上高」「経常利益」「当期利益」は2年分とも「0円」と記載してください。記載できる年度がある場合には、その実績を記載ください。
8	農業者は申請できますか	公募要領 p2 に記載の通り、系統出荷による収入のみである場合には対象なりません。農作物の加工や農作物を用いた料理の提供など、2次又は3次産業分野の事業である必要があります。
9	常勤従業員はどう考えたらよいですか	公募要領 p2 に記載通り、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か

		月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。
10	ホームページは作成できますか	会計基準で、ホームページにソフトウェアに該当するものが含まれる場合で、資産計上するようなものは補助対象となり「設備等導入費」に計上してください。(インターネット販売、モバイルオーダーやオンライン予約等を含むホームページやシステム構築等) 企業紹介や広告宣伝のためのホームページは補助対象外となります。
11	ホームページ構築を検討しています。他のパワーアップ補助金(E コマース等支援事業)との違いは何ですか	経営強靱化支援事業は、ネット販売や予約システム等のないホームページは補助対象外となりますが、補助率は1/2(認証店2/3)で補助金額は10～100万円までとなります。 E コマース等支援事業は、インターネットによる宣伝活動、E コマースを活用した販路拡大、E コマース等で用いる販促素材の作成と幅広く対象となりますが、補助率1/2で補助金額は50万円以下となります。 そのため、内容をご確認頂き、目的にあったほうに申請してください。 また、テーマや事業内容から判断し同一と判断される事業が、国・県・市町村等の他の補助金に採択されている場合には、本事業に応募することはできませんので、ご注意ください。
12	どのようなものがシステム構築に該当しますか	業務効率化や生産性向上を目的にRPA、AI、VBAなどデータベースや開発言語、ツールを活用して自社独自のシステム構築するような取り組みが対象となります。また、在庫管理ソフトや会計ソフトなど、市販ソフトウェアの購入又は利用(サブスクリプション型、クラウドサービス利用型の場合)に要する経費(年払や月払の利用料を含む)も対象です。 但し、利用料(年払、月払)については、契約期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方法(日割計算等)により算出された補助事業実施期間分の経費が補助対象となります。
13	パソコンやタブレット端末の購入だけで申請できますか。	公募要領5頁に記載のとおり、パソコンやタブレット端末、スマートフォンなどの汎用性が高い機械装置については、原則として補助対象とはなりません。機械装置やシステム構築に該当する取組みが必須となります。そのため、パソコンやタブレット端末の購入のみによる申請はできません。
14	どういった場合、パソコンやタブレット端末が対象とできますか	当該機械装置の導入がシステム導入とあわせて必須となる場合で、かつ以下の条件を全て満たす場合に限り、補助対象となります。 ①単価10万円未満(税抜き)であること ②必要最小限となる台数分であること ③事業計画書(様式2)に購入が必須となる理由を記載すること

		<p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末がないと使用することができないレジシステムを導入する際のタブレット端末等の購入費</li> <li>・各テーブルに設置するタブレット端末との連携を必要とするモバイルオーダーシステムの導入する際のタブレット端末等の購入費 等です。</li> </ul> <p>しかし、様式2(4)具体的内容3. 汎用性が高い機械装置(パソコンやタブレット端末、スマートフォン)の導入が必須となる理由に記載がない、購入が必須となる理由・必要最低台数の根拠・使用者・使用用途等の記載内容を審査した結果、必須とは認められない場合、補助対象となりません。</p>
15	<p>専用のパソコンが必須になっているレジシステム導入を検討しています。パソコン購入はどのように考えればいいですか</p>	<p>上記にもありますが</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①単価 10 万円未満(税抜き)であること</li> <li>②必要最小限となる台数分であること</li> <li>③事業計画書(様式2)に購入が必須となる理由を記載することが条件です。</li> </ol> <p>本体、ディスプレイ、キーボード、マウスに分かれているデスクトップ型パソコンの場合は、本体と本体以外(ディスプレイ、キーボード、マウス)を切り離して積算して、それぞれ単価 10 万円未満(税抜き)であれば補助対象となります。ただし、それぞれの内訳が出せない場合は、総額で 10 万円未満(税抜き)である必要があります。</p> <p>また、OA ソフトウェア(Word、Excel、Access などのオフィスソフト)は補助対象外です。しかし、予めインストールされたパソコンの場合は、合計しても単価 10 万円未満(税抜き)のものであれば補助対象と認めます。</p> <p>また、上記を満たしていても</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①導入する設備(機種)の名称、型式、作業工程名、単価、数量、工数等の経費の内訳がない見積書</li> <li>②価格の正当性が判断できない設備や市場価格から見て大きく乖離のある見積書や価格を調整した見積書</li> </ol> <p>の場合補助対象となりません。</p>
16	<p>独自の管理システムを構築し、自社内にサーバーを導入し使用していくことを検討しています。設備等導入費として、システム構築費とサーバー購入費を入れたいのですが要件にあるパソコンに該当となりますか</p>	<p>このような場合のサーバーは、使用する OS で判断します。UNIX(Linux)系又は Windows Server 系の OS を使用しているものは専用サーバーとみなし、要件である単価 10 万円未満(税抜き)を考えなくともよいとします。OS が上記以外の場合には、要件を満たす必要があります。</p>
17	<p>年払いの Web 管理システムの契約を検討しています。「年払の利用料」を計上する場合どうしたらよいですか</p>	<p>公募要領 p5 に記載の通り、補助対象期間内に要する経費に限ります。採択された場合、補助金の交付決定日以降(10 月下旬以降)から、事業実施</p>

		期間の最大である令和5年1月31日までの使用料が対象です。年払いをこの期間で日割計算した経費が補助対象となります。
18	提出書類の「申請日時点で有効期限内の見積書の写し」に、※作業工程名、単価、数量(時間数)、工数等の経費の内訳が記載されているもの(〇〇一式の記載は不可)とありますが、どう記載すればよいですか	1式で記載の場合、何費に使うのか適正な価格なのか判断できません。例えば、ホームページを構築する積算する場合、「〇〇製作費 単価〇円 〇日(時間) 計〇円」「〇〇製作費 単価〇円 〇日(時間) 計〇円」など作業工程を積み上げて最終的に〇〇円と積算すると思います。このように作業工程名、単価、数量(時間数)、工数等の経費の内訳の積算基礎を記載の見積書が要件になっていますので、内容によっては、補助対象外になる場合がありますのでご注意ください。
19	今すでにリースしているパソコンを借料として計上できますか	補助対象経費早見表に記載の通り、補助対象期間内に要する経費に限ります。すでに、リースされているパソコンは、この事業のためにリースしたのではないため補助対象外となります。
20	中古の製品は補助対象となりますか。	中古の製品を購入する経費は、金額や数量等を問わず補助対象となりません。未使用品、新古品、リユース品と表現されているものも同様です。
21	「委託・外注費」か「借料」だけで申請できますか	公募要領 p1 に記載の通り、「設備等導入費」(補助対象経費の1/2以上)が以上必ず必要です。「委託・外注費」「借料」だけでは申請できませんが、「設備等導入費」だけは可能です。
22	「設備等導入費」と「借料」で申請を検討しています。設備等導入費の納期が令和5年3月になりそうなのですが、申請できますか。	公募要領 p6 に記載の通り、事業実施期間が令和5年1月31日迄に納品・完了・検収、支払を完了する必要があります。採択になっても、これまでに完了していない場合には補助対象外となります。「設備等導入費」が補助対象経費の1/2以上の条件も満たさなくなるため、借料だけでも補助対象外となります。
23	「設備等導入費」で設置にかかる運搬費、送料、設置費は対象となりますか	公募要領 p5 に記載の通り、「設備等導入費」の据付けに要する経費は対象となりますので、運搬費、設置費は対象となります。「据付け」とは、本事業で購入した機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
24	web 会議システムを検討しています。本社が山形市で、営業所が酒田市、宮城県、東京都にあります。この場合対象になりますか	公募要領 p4 に記載の通り、山形県内の事業所において実施する取組みであることが条件になります。そのため、山形市と酒田市に設置するものは対象となりますが、宮城県、東京都に設置の経費は補助対象外となります。また、県外に本社等を有する事業者の場合も申請できますが、山形県内に設置する経費のみ補助対象です。
25	すでに発注しているものは、対象となりますか	公募要領 p6 に記載の通り、補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金の交付決定の日以降から可能となります。補助金の交付決

		定前の発注・契約・支出行為は補助対象外となります。
26	様式4で確認してもらうことが必要な認定支援機関とはどこですか	公募要領 p1 に記載の通り、本事業の申請には、認定支援機関(地域の商工会・商工会議所、金融機関等)の確認が必要となります。また、確認を受けた証として、認定支援機関が作成する「(様式4)事業計画確認書」を添付のうえ、申請いただく必要があります。認定支援機関は、下記からご確認ください。 <a href="https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea">https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea</a>
27	応募方法は、消印有効ですか	公募要領 p6 に記載の通り、8月31日午後5時必着です。消印有効ではありません。
28	申請書類に押印は必要ですか	「(様式1)事業計画申請書」、「(様式2)事業計画書」、「(様式3)提出書類等確認書」、「(様式4)事業計画確認書」ともに押印は不要です。
29	採択になった場合、申請金額通り認められたと思ってよいでしょうか	「採択結果」は、申請いただいた事業計画に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果に基づき「補助金交付申請書」を提出いただき、その内容を改めて審査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで補助金交付額を決定し、通知いたします。
30	様式2(5)会社全体の事業計画の記載ですが、7月決算の場合、申請日までに決算が確定していません。どうすればよいでしょうか	申請日時点で、提出できる最新の決算書を2年分提出してください。様式2(5)会社全体の事業計画ですが、基準年度には、決算日が申請の締切日以後6ヶ月以内の場合は、締切日の属する決算期1年間の「見込み」の数字、決算日が申請の締切日以前6ヶ月以内の場合は、締切日の属する決算期1年間の「実績」の数字を入力ください。
31	飲食店を複数店舗経営しています。山形県新型コロナ対策認証制度を取得している飲食店と取得していない飲食店が混在している場合、補助率は1/2、2/3どちらになりますか	申請は事業「者」単位なので、事業者として認証を受けていれば(山形県新型コロナ対策認証制度を取得している店舗があれば)全て補助率2/3で申請して頂いて構いません。
32	7月に発表になった中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)1次公募に採択されている場合、応募することは可能ですか。	中小企業パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業)1次公募(以下「1次公募」という。)に採択されている場合、本事業に応募することはできません。ただし、採択されている1次公募を辞退し、本事業に応募することは可能となります。その場合には、辞退届を8月31日までに事務局に提出していただくこととなります。 なお、1次公募に採択されているからといって、本事業にも必ず採択されるとは限りません。1次公募の辞退を検討されている場合は、事前に事務局までご相談ください。